
Responses from [Japan's Ministry of Health, Labour and Welfare] HPV+Rabies

Tue, Nov 14, 2023 at 12:46 PM

Reply-To: [REDACTED]
To: "christine: massey" <cmssyc@gmail.com>

Hi Christine!
This is [REDACTED] from Japan.
Hope you are so well!
And I am so glad to know you have started twitter again.

Today here are 2 responses from [Japan's Ministry of Health, Labour and Welfare]

No.1 for HPV
English translation (first half)

October 23, 2023

Administrative document non-disclosure decision notification

Minister of Health, Labor and Welfare Keizo Takemi

With regard to the request for disclosure of administrative documents (Kai-den No. 964) dated October 4, 2023 (received on October 4), the Law Concerning Access to Information Held by Administrative Organs (Law No. 42 of 1999, hereinafter referred to as the "Law") has been amended. (hereinafter referred to as "the Law"). , we have decided not to disclose the administrative documents as follows.

1. Name of administrative document that was not disclosed

All studies and/or reports, etc. that provide scientific evidence that human papillomavirus (HPV) has been purified or sampled.

<Notes>

My request includes all external documents and papers obtained by the Ministry of Health, Labor and Welfare as evidence of the existence of HPV virus during administrative activities such as posting HPV infections information on its website and promoting vaccinations, etc. My requests for disclosure are not limited to study/report authored by the Ministry of Health, Labor and Welfare.

2. Reason for non-disclosure

Regarding the document mentioned in 1. above, it was not made or obtained for administrative purposes, and as it is not actually in our possession, so we have decided not to disclose.

Original Japanese (all)
厚生労働省発感1023 第5号
令和5年10月23日

行政文書不開示決定通知書

厚生労働大臣 武見敬三

令和5年10月4日付け(10月4日受付)の行政文書の開示請求(開電第964号)について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示とした行政文書の名称

ヒトパピローマウイルス(HPV)を単離または、標本化したとされる科学的根拠となる論文・記録文書等

<注意点>

開示対象は厚生労働省がホームページに『HPV感染症』情報を掲載、予防接種推進等、行政活動の際にHPVウイルス存在の根拠として得た外部の文書、論文等を含む全てであり、厚生労働省が作成した資料に限定せず開示請求しております。

2 不開示とした理由

上記1の文書については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした。

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください)。

3 担当課等

厚生労働省 健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
TEL 03-5253-1111 (内線 2097)

No.2 for Rabies virus
English translation (first half)

November 1, 2023

Administrative document non-disclosure decision notification

Minister of Health, Labor and Welfare Keizo Takemi

With regard to the request for disclosure of administrative documents (Kai-den No. 965) dated October 4, 2023 (received on October 4), the Law Concerning Access to Information Held by Administrative Organs (Law No. 42 of 1999, hereinafter referred to as the "Law") has been amended. (hereinafter referred to as "the Law"). , we have decided not to disclose the administrative documents as follows.

1. Name of administrative document that was not disclosed

All studies and/or reports, etc. that provide scientific evidence that rabies virus has been purified or sampled.

<Notes>

My request includes all external documents and papers obtained by the Ministry of Health, Labor and Welfare as evidence of the existence of rabies virus during administrative activities such as posting rabies information on its website and promoting vaccinations, etc. My requests for disclosure are not limited to study/report authored by the Ministry of Health, Labor and Welfare.

2. Reason for non-disclosure

Regarding the document mentioned in 1. above, it was not made or obtained for administrative purposes, and as it is not actually in our possession, so we have decided not to disclose.

Original Japanese (all)
厚生労働省発感1101 第6号
令和5年11月1日

行政文書不開示決定通知書

厚生労働大臣 武見敬三

令和5年10月4日付け (10月4日受付) の行政文書の開示請求 (開電第965号)について行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示とした行政文書の名称

狂犬病ウイルスを単離または、標本化したとされる科学的根拠となる論文・記録文書等 <注意点> 開示対象は厚生労働省がホームページに『狂犬病』情報を掲載、予防接種推進等、行政活動の際に狂犬病ウイルス存在の根拠として得た外部の文書、論文等を含む全てであり、厚生労働省が作成した資料に限定せず開示請求しております。

2 不開示とした理由

上記1の文書については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした。

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。)

また、この決定の取消しを求める訴を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。) 東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管裁判所に処分の取消しの訴えを提起する (決定があったことを知った日から6か月以内であっても決定日から1年を経過した場合には 処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。)

3 担当課等
厚生労働省 健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
TEL.03-5253-1111(内線4655)

2 attachments



Japan HPV.jpeg
1849K

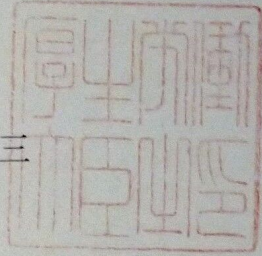


Japan Rabies.jpg
2358K

厚生労働省発感1023第5号
令和5年10月23日

行政文書不開示決定通知書

厚生労働大臣 武見 敬三



令和5年10月4日付け（10月4日受付）の行政文書の開示請求（開電第964号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示とした行政文書の名称

ヒトパピローマウイルス（HPV）を単離または、標本化したとされる科学的根拠となる論文・記録文書等

〈注意点〉

開示対象は厚生労働省がホームページに『HPV感染症』情報を掲載、予防接種推進等、行政活動の際にHPVウイルス存在の根拠として得た外部の文書、論文等を含む全てであり、厚生労働省が作成した資料に限定せず開示請求しております。

2 不開示とした理由

上記1の文書については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。

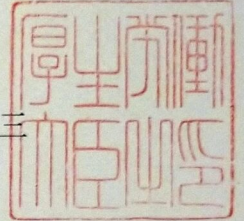
3 担当課等

厚生労働省 健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

TEL：03-5253-1111（内線 2097）

行政文書不開示決定通知書

厚生労働大臣 武見 敬三



令和5年10月4日付け（10月4日受付）の行政文書の開示請求（開電第965号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示とした行政文書の名称

狂犬病ウイルスを単離または、標本化したとされる科学的根拠となる論文・記録文書等 <注意点> 開示対象は厚生労働省がホームページに『狂犬病』情報を掲載、予防接種推進等、行政活動の際に狂犬病ウイルス存在の根拠として得た外部の文書、論文等を含む全てであり、厚生労働省が作成した資料に限定せず開示請求しております。

2 不開示とした理由

上記1の文書については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。

3 担当課等

厚生労働省 健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

TEL：03-5253-1111（内線 4655）